

第七十二回国会 文 教 委 員 会 議 録 第 十 一 号

昭和四十九年三月一日(金曜日)

午後零時一四分開議

出席委員

委員長 稲葉 修君

理事 坂田 道太君 理事 堀崎 潤君
理事 西岡 武夫君 理事 松永 光君
理事 森 喜朗君

上田 茂行君 越智 伊平君
片岡 清一君 久野 忠治君
河野 洋平君 高見 三郎君
床次 徳二君 橋本 進君
羽生田 進君 林 大幹君
深谷 隆司君 三塚 博君
山崎 拓君 渡辺 栄一君
受田 新吉君

出席國務大臣

文 部 大 臣 奥野 誠亮君

出席政府委員

人事院事務総局 給与局長 茂木 広君
文部政務次官 藤波 孝生君
文部大臣官房長 井内慶次郎君
文部省初等中等 教育局長 岩間英太郎君

委員外の出席者

文教委員会調査 室長 石田 幸男君

委員の異動

二月二十八日

辞任

補欠選任

片岡 清一君 高見 三郎君
瓦 力君 有田 喜一君
野田 毅君 山崎 拓君
受田 新吉君 池田 禎治君

同日

辞任

補欠選任

池田 禎治君

安里積千代君

三月一日

辞任

補欠選任

有田 喜一君 渡辺 栄一君
久野 忠治君 片岡 清一君
高見 三郎君 越智 伊平君
安里積千代君 受田 新吉君

同日

辞任

補欠選任

越智 伊平君 高見 三郎君
片岡 清一君 久野 忠治君
渡辺 栄一君 有田 喜一君

本日の会議に付した案件

学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、第七十一回国会閣法第一二二号)

○稲葉委員長 これより会議を開きます。

一言申し上げます。先刻来、日本社会党、日本共産党、革新共同及び公明党の所属委員に出席を要請いたしました。いまだに御出席がありませんので、この際、まことにやむを得ず委員会を開会いたします。

冒頭御報告申し上げます。

去る二十七日委員会に起きた重大事件について、二十七日委員長から議長に要望書を提出しましたが、昨二十八日午後議長とお目にかかり、話し合いをいたしました。その内容を要約すれば、一、委員差しかえの手続については、いろいろ行き違いのため、委員会の議事が長時間中断するのやむなきに至ったことは、まことに遺憾である。

二、今後、委員の差しかえは議長権限ではあっても、従来の慣例どおり行なうことにすべきである。

る。

三、よって、その責任の所在を明確にせられたという委員長からの強い要請に対し、議長は、議院運営委員会理事会にはかつて善処する旨答へました。その後、議長は、民社党に対し「今後委員の差しかえは慣例どおり行なう」と確約されたと聞いております。

以上、御報告申し上げます。この問題は各委員会運営に關する共通問題でありますので、議院運営委員会に上げて、本委員会の手を離れたものと判断いたします。御了承願います。

○稲葉委員長 内閣提出、学校教育法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。受田新吉君。

○受田委員 学校教育法の一部改正法案につきまして、これよりある程度時間をかけてお尋ねをさせていただきます。

それに関しまして、文部大臣にお尋ねしたいことがあるのですが、大臣はいわゆる人材確保法案に対する認識が今日どういうふうにあるか、教育水準を維持向上させるためにこの法律の趣旨で、従来の学校の職員はときにデモシカ先生などもあるが、人材が足りない、そこでこれからのこの法律の適用を受ける人々には人材であるという認識かどうかです。

○奥野國務大臣 私は、常日ごろ社会から尊敬される先生、先生を尊敬する社会をつくり上げて、い、こゝろ念願しておるわけでございます。いわゆる人材確保法案はそういうことにも大きな役割りを果たすことになるのじゃないか、かように

に期待をいたしておるわけでございます。今後教育界に入られる方だけが人材ではないに、現に教職についておられる方々も、社会から人材として評価される姿にならなければならない、かように考えておるわけでございます。また、そのためには、この法案だけじゃなしに、総合的にいろいろな施策を講じていかなければならない、かような決意でもおるものでございます。

○受田委員 文部大臣のおことばの中に、ちょっと気にかかることがあるのですが、現在の先生方も人材であるようにという、現時点では人材でない人があるという裏があるのではないかと、そういう印象を与えるのですが、いかがでございますか。

○奥野國務大臣 好ましくない先生のいらっしゃることも、残念なことではございますけれども、事実だと認めざるを得ないという考えでございます。

○受田委員 残念ながら現在では好ましくない先生もある、人材でない先生がある、こう了解してよろしゅうございませうか。

○奥野國務大臣 数が多しと申し上げるわけじゃございませぬけれども、中にはそういう方もいらっしゃる、こう思っております。

〔委員長退席、森(喜)委員長代理着席〕

○受田委員 そこで、私、今後の日本の教育のあり方の基本に触れていきたいのでございませうが、教育の重要性を認識されて、小中学校の先生を特に強く処遇改善をして、次代を背負う国民の中に義務教育のスタートからよき教育が受けられるようにしようというおぼしめしには私たち大賛成です。ところが、そのよき教育者、特に義務教育段階におけるよき教育者というものを基本的に養成している大学はどこでございませうか。

○奥野國務大臣 国立大学では教育学部でございませうし、私立大学あるいは公立大学におきましても教員資格を付与できる学科を持っておるわけ

ございますが、そういうところが御指摘の場所であらうと考えております。

○受田委員 各国立大学の教育学部あるいは学芸大学その他、名称は多少変わっておりますけれども、教員養成の主体はそうした国立大学の教育関係学部と理解してよろしいでしょうか。

○奥野国務大臣 そのとおりであります。

○受田委員 現在そういう時点にかんがみて、各国立大学の教員養成学部への入学志願者と合格者との比率、採用の比率、そういうようなものをながめて、その趨勢、つまりよき教師たらんとして志す人々が、戦後今日まで漸次増加しつつあり、人材が漸次教員養成学部へ集中する傾向があるか、あるいはここに人材確保法案などという特殊の処遇改善をせぬ限りは、よき人材がその基本になる教員養成大学に入学することに足踏みをしているというような現象があるのか、これは文部省で十分つかんでおられると思うのですが、数字を詳しく御説明しなくてもけっこうです、趨勢としてはどうであるか。局長さんでもけっこうですが、これは大学局長でないといけませんか。

○岩間政府委員 手元にこまかい数字を持っておりませんが、戦後教員養成学部の志願者というのは、傾向としてはほかの学部よりも大体低位でまいつてきております。しかしながら、私も最近やや喜んでおりますのは、この二、三年、教員養成学部の志願者の数が少しづつふえてまいりました。しかしながら、まだ一般の学部を受けておりますものの平均に比しますと、それよりも下であるというふうなことでございまして、さらに人材確保の法案ができましたような機会に、その志願者がふえてまいりますことを私も希望しております。

また、男女の比率から申しますと、十年前ごろは男の志願者の方が大体七割、女の志願者の方が三割というふうなことでございましたが、最近では男の志願者が三割強、女の志願者が六割強というところでございまして、その比率が逆転をしているわけでございます。それからまた、高等学校

時代の成績を見ましても、男の方は大体三から三・五という方が非常に多いわけでございますけれども、女の志願者のほうには三・五から四の方が比較的多いというふうなことでございまして、こういう傾向を見ますと、男子の方が一生を託するに足る職場であるというふうな認識がやや薄いと申しますか、そういうふうなことでござい

す。なお、高等学校の生徒の意識調査によりますと、社会に出た場合に教員になりたいという方が、男の場合は百名のうちで三名ぐらい、それから女の方でございまして百名のうちの十人ぐらい、そういうふうな別の意識調査もござい

す。ともかく、最近では志願者がややふえてまいりましたけれども、しかし一般の学部と比べて低かったお低位にあるというところは事実でござい

ます。○受田委員 局長の御答弁で、戦後教員養成学部志願する人々の数が他の学部と比べて低かった、多少それがふえつつある傾向であるが、現時点においてもなお劣勢であるという御答弁と私は理解します。ここに問題が一つある。一般社会は、学校の先生になる基本的な養成機関である教育学部に集中的に人材が得られないというこの現象。

もう一つ、私あとからお尋ねしようと思つたら、先に御答弁いただいたのですが、男女の比率です。

〔森喜（喜）委員長代理退席、委員長着席〕

教育者として女性には生涯の夢を教育に託しようとする。いわゆる母心、子供を育成するやさしい母心というものが、子供の教育の世界にだけ込めたいという熱情をわかつている傾向が最近ぐつと伸びたと思うのです。男子は、おれたちの生涯を託する職場はまだほかにある。経済成長の陰で豊かな経済生活を夢見ようとする、ある意味では公務員として、特に教師であるがゆえに、時には自動車事故を起こして、ささやかな事故でさえも教職を去らなければならぬという、重い社会環境の中に置かれていく教職員、そういうもの

にはあまりとんちやなく社会生活のできる他の社会、この比較論において、教師は在職中その教育の使命の重さで身分的にも非常に制約を受けておるのです。そういうものを前提にして考えていくならば、教師の優遇が専門職の立場で他の職種よりも一きわ高いところにいつても決しておかしくはない、私もそう考えまして、人材確保法案にいち早く賛同の立場において賛意を表し、その成立を願つてきたわけでございます。

そこで、男女の比率問題に触れるのですが、いま教師の男女の比率は逆転したとおっしゃった。ちやうど数字の上で、大まかにいって三対七から七対三へと逆転した。女性がぐつと優位に立った。この時点で女性に夢を託するという意味から、教育の世界は女子の進出するいい場所であるという夢を女子たちにも与える意味からも、女性の校長、女性の教頭というものは、男性の校長、男性の教頭に比べてどのくらいつくられて

いるにかかわらず、女性にはまことに富くじを引くようなポストであり、男性は大体校長、教頭になれるというふうな状態であるということが現実にいわれると思ひますが、いかがでしょう。○岩間政府委員 これはいろいろ御判断はあると思ひますが、一つには勤務年数が女性の方には短い。たとえば女性の先生は十年間で大体七割ぐらいいやめになるといふふうなデータもございまして、したがって現在小学校では五四％ぐらいいやめられておりますが、若い方が非常に多い。しかし最近では四十代の方も非常にふえてきております。それが一つでございます。

か。これは資料があまりだと思ひます。○岩間政府委員 女性の校長、それから女性の教頭先生、これは最近ではやや珍しくなつたといふことでございまして、全体から比しますと、まだ一％にも達しないという状態でございます。戦後はほとんどそういう方がいなかったわけでございますから、そういう意味では女性の方も逐次教頭先生とかそれから校長先生になつてこられるといふことでございまして、まだまだ数とおらないといふふうなことが現状でございます。

すか、やはり男子が一家をささえるというふうな実態がまだございまして、それに基づいて、たとえば夫婦共働きで先生をやつておられた場合に、男の教員の方が校長になつたという際に女性の先生の方は家事に従事されるというふうな実態もあるわけでございます。そういうふうな日本の社会的な構造、あるいは女性の先生方が家庭を持たれるといふふうなことで若いうちにならぬおやめになる、そういうふうな実態から申しまして、なお女性の管理責任者といふのが少ないというのが実情でございます。

○受田委員 いまの理由はなほだ薄弱でございまして、御主人は校長、教頭になり、奥さまは早うやめて家庭に入れといふようなことを勧奨されるような印象を与える。労働基準法でも明確に男女同権がうたつてあるのです。賃金差も原則として設けられぬことになつています。幸い教育の世界は男女の賃金差が原則としてありません。戦前は、同じ師範学校を出た教員でも、男子に比べると女子が二割程度初任給から下げられておつた。それがいまでも尾を引いて、そのやめたときの俸給にも差が出て、女性教師は勤務年数に比べて男性よりも恩給、年金額も少ないじゃないかという問題が発生しておる。いまの比と比べるとわかれは不幸であつた、この是正をせよという要望が出

てくるにかかわらず、女性にはまことに富くじを引くようなポストであり、男性は大体校長、教頭になれるというふうな状態であるということが現実にいわれると思ひますが、いかがでしょう。○岩間政府委員 これはいろいろ御判断はあると思ひますが、一つには勤務年数が女性の方には短い。たとえば女性の先生は十年間で大体七割ぐらいいやめになるといふふうなデータもございまして、したがって現在小学校では五四％ぐらいいやめられておりますが、若い方が非常に多い。しかし最近では四十代の方も非常にふえてきております。それが一つでございます。

ておる。この民主化された新しい国家に、女性で進出する世界、それは教育の世界だと夢をふくらませて、おとめのときから子供を教える教育をつかさどる清らかな世界に生きようとした皆さんが、五十ぐらいになると、まず女性のほうに退職勧奨が先に来る。校長と教頭でも退職勧奨の年齢が違つておる。こうした文部行政の地域社会への広い立場から含めた女性軽視の傾向が現在あるのじゃないか。いま女性性は五四%、教職員の比率の中で大量に占めておる。少し女性のほうがふえておる。そういう段階においていま女性の校長や教頭があまりにも少ないという現象は納得できません。これはこの学校教育法のきょう改正の問題になつておる本質的な前提の問題にもなるわけでございますが、校長は別として、女性の教頭はいまどのぐらいおるのか、教頭職に關係する問題でありますから数字をお示しいただきたい。

○岩間政府委員 先ほど申し上げましたように、非常に少ないわけでございますけれども、ちょっと詳細な数字は御審議の間にお答えさしていただくということで、急いで調べさせていただきます。

○受田委員 教頭職に關する基本問題を質問するといふときに、教頭の男女の比率がそこに数字がないといふようなことは、これは私は非常に問題だと思ふのです。(そのとおり)と呼ぶ者あり) そうだろ。そのとおりです。与党の方々からも、これは——いや、ちょっと待ちましょう。

○岩間政府委員 たいへん恐縮でございますが、至急資料をいま届けさせておりますので、お許しをいただきたいと思ひます。

○受田委員 文部大臣、あなたは教育の世界に精勵される男女教員の比率といふものを頭の中へ置かれて、よい男性の教師を育成するのが人材確保法という判断をされたかどうかです。

○奥野国務大臣 男子の比率もある程度のもは将来にわたつて維持していかなければならない、それは大切な、女子の比率が今日ふえてまいつてきておりますこと、これはそういう姿になるもの

だらうな、こう思つておるわけでございますけれども、これがさらに高まつてまいりまして、男子の比率が極端に少なくなる、これはぜひ避けていきたい、相当な男子の先生方がいらつしやいませんと教育について十全を期することは困難だ、こういう考え方をいたしております。

○受田委員 文部大臣としては、女性の比率がぐんぐん高まる、これは憂慮すべき状態で、女性をはね返すためにも大いに男性軍ががんばれという教育方針だ、教育行政指導方針だと理解していただいていかどうかです。

○奥野国務大臣 ちょっと誤解があるようでございますが、女子の比率が今日まで高まつてきておる、それはそれなりに必然性がある。また女子の最適の職場でございまして、たいへん優秀な方々が教育学部に入つてきておるというふうでございまして、入学試験で男性を押さえている、そういうこともあつて比率が高まつてきていると思ふのでございます。このことを私とやかく批判をしているわけではございません。しかし、この傾向がどんどん将来も進んでいって、男子がいなくなるようなことになるとどうか、こういう気持ちで、やはり相当数の男子の先生方がいらつしやらないと教育に十全を期することはできない、やはり男子の先生も学校の中である程度を占めることが大切だ、かように考えているということでございます。

○受田委員 この趨勢、現在の趨勢、つまり大体七、六といふかっこうにいくことは適當か適當でないか。現時点はすでに、女性が優位に立つことは問題だ、男女は大体平均したのいいという文部大臣のお考えがあるのかどうかです。

○奥野国務大臣 現在の構成は、小学校で女子が五割をこしたところ、中学校で三割足らずのところ、こう理解しているわけでございます、それはそれでよろしいのじゃないか、こう思つておるわけでありませう。

○受田委員 いま私が指摘した数字は教育学部の志願者の数字、つまりそういう方向へいくことを

例示して、ちょっと私の質問がぼけてすまなかつたですが、この五割をこしている数字というものは、これは英國などはもとと比率がひどいわけですが、諸外国でも。女性の職業として教師は適職である、女性の趨勢として、いまそういう方向に行く傾向は、どうお思いになりますか。

○奥野国務大臣 小学校で女子の先生方のほうが多くなる、これは別に差しかえないのじゃないだらうか、こう私は考えているわけでございます。中学は、やはり男子の先生の方が多いほうが望ましいなという気持ちでは今日もおるわけでございます。

○受田委員 そこで小学校の場合、私、比率としてあとからお尋ねしたいのですが、小学校長、教頭は、小学校において、これからの趨勢に應じて、そうしたポストを占める比率が高まつていく、これは大幅に高まつていっていいと思ふのです。局長さん、そういう問題について、地方教育委員会などで、文部省に対して、学校長、教頭の選任にあたり、男女の間に於ける比率の問題が提起されたことはございせんか。

○岩間政府委員 お答えをいたします前に、先ほどの数字につきましてお答えを申し上げます。昭和四十八年の五月一日現在で、小学校の教頭の数は二万一千九百六十三名、約二万二千名でございます。そのうち女子が六百二十三名でございます。これは三%ぐらいでございます。それから中学校の教頭の数が一万五千六百六十六名、そのうち女子の教頭先生は百二十四名でございます。高等学校の場合は、三千五百九十三名に對しまして九名ということになっております。

教育委員会におきまして女子の先生方の中から校長あるいは教頭に登用するといふふうな問題につきましても、これは各県の教育委員会とも真剣になつて検討しておられるといふふうなことでございまして、私も、そういうふうな女子の先生方の中から優秀な方が教頭あるいは校長先生になられるといふことにつきましても、やはり教育界全般によい刺激を与えるという意味で、これは

奨励すべきものといふふうに考えているわけでございます。

○受田委員 これは地方自治体の自然の成り行きと言へばそれですが、女性の人材を奨励する努力を文部省が指導されていいと思ふのです。いまのように、三%しか教頭がいらないということになると、これは女性にとつては、男性に比べて、比率は二十人に一人ぐらいの割合にしか得られない。くじ引きみたいなものですね。私は、文部行政は、男女が平等の原則に立つたこの新しい民主主義社会で、せつかくいい傾向にある、男女が同率に進行する教員の比率の中で、その管理の地位に当たる人にも女性で適材をどんどん発掘する努力を文部省自身が大きいに勤めていこうと思ふのです。局長自身としても大いにそういう希望を付するよう努力が欠けておるような認識を与えるのですが、大臣、私のいま指摘いたしましたこの問題は、女性に希望を与える世界、しかもほとんど比率を高めて、男性よりも過半数以上に進出した小学校の場合なんか、この世界に對する学校長、教頭の夢を与える御努力をどうされようと思ふか。

○奥野国務大臣 御指摘いただいておりますこと、たいへん重要なことだ、かように考えておるわけでございます。いま政府委員から全国の数字を申し上げたわけでございますけれども、たとえて、東京都の例をとりますと、小中学校の校長先生は五十六人が女性でございます。そのうち中学校は二人だけでございます。小学校では五十四人もいらつしやう。学校全体で千三百九十四人いかと私は思ふのですけれども、その中で五十四人いらつしやうといふことは、全国から見ますと、かなり高い比率を占めておると思ふのでございます。決してこれで十分だとは思ひませんけれども、こういう傾向がだんだん地方へも行く、ですから、社会の中で女子がどういふ役割をしておるか、これがいま御指摘の校長や教頭に女子の方が何人になれるかといふことにも相當な影響を与えると思ひます。しかし、それにいたしまして

明党及び民社党、及びいとうときには、これはお互いがよくやることですが、一段下げるといふ立場ですか、どうですか。

○岩間政府委員　ただいま政党的な順序をおあげになりましたが、これはまあ数の問題でございますから、きわめて物理的な処理のしかたであるというふうに考えるわけでございます。教頭の場合には、御案内のとおり、実態といたしましてかなり教頭の先生方が授業を持っておられる、またその必要性もあるということで、本来、校長を助け、校務を整理するのが役目でございますけれども、しかし教育をつかさどるということもあ

わけて職務の内容として規定をするほうが適當であるというふうな判断から、ただいまのような規定になつておるわけであります。

○受田委員　私のお尋ねに、答えにならぬわけですが、この法律の文章そのものからいうと、教頭は一方で校長補佐をやり、校務整理をやる、一方で児童の教育をつかさどる、二様の任務を持つてゐる。その間には軽重がない。「校長を助け、校務を整理し、」が重くて、「児童の教育をつかさどる。」ほうが軽い、「及び」というのはそういう接続詞でないといふ私は思うのです。つまり、対等の立場に置かれる文句であると私は法律の文章としては理解する。だからいま私が政党のことを言つたのですが、これは数であつて、たとえわれわれの党といへども、やがてまた大いに発展して数

をふやす努力を、お互いが各政党ともいま努力している。かつては小さな党でも、今日だんだんふえておる。かつては強大な党でも小さくなってくゝる。それはお互いが切磋琢磨して国民の支持を得ながら伸びようとしておる。したがってその場合

には、文部大臣、厚生大臣及び通産大臣、こういう場合には、対等の立場に理解されることばである。それは総理大臣及び文部大臣というておつたときは問題があるでしょうが、しかし大臣という立場からいうならば、及びということばがあるときは同列であると私は理解するのです。これも、職務は同列であるという理解に基づく

○受田委員 教頭の職務、これはいゝ塩崎さんも関連して質問してくださったのですけれども、もう本則は校長補佐、校務整理というところにあるのです、現実には。ところが末端では、従来の法律の解釈が教諭という形であるがゆゑに自然に学級を持たされ、特に小学校など激しい教育担当者であつて、そして合い間を縫つては校長補佐の任務を果たしておる。これを、せっかくこの法律が出た以上は、教頭の任務をすかつと明確にして、そうして教育をつかさどることは特別にやむを得ないときとか、あるいは小学校の場合などは、どの先生かがお休みになったときには、学級数が少ないところなどでは教頭もやはり補充教育に行かなければならぬ、そういう道を開く、やむを得ないときだけに教育をつかさどる使命をきわめて小さく与えておく、こういう形が、私は、補充教育教師としての教頭さんであつて、臨時に欠勤の先生の補充教育に行く、こういうような任務でいい、

ここへさつと主任と副主任を段差をつけてやる必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

○岩間政府委員 現在の規定も、客観的に職務の内容を規定すればこういふような表現になるという事は、これは別に間違つておらないというふうに私は考えておるわけでございます。しかしながら、さらに教頭の職務がこうあるべきであるというふうな御判断の上で法文を整理すれば、ただいま受田先生が御指摘になり、それからいまだ塩崎先生から御指摘をいただきましたような規定のしかたもあり得るのじゃないかというふうなことを考えるわけでございます。

○受田委員 同時に、これは後ほどまた論議される日の来る定数標準法、それにもね返ってくるわけですね。教頭が、校長補佐、校務整理の主任を中心にして、まれにある教育をつかさどる仕事に携わるといふことであるならば、教頭の定数というものは教諭の定数からはずして、新しいワクとしてこれを設定する、そして一般の学校の先生方にして、一般教員の皆さんにしても、校長あるいは教頭のやっている仕事と一般の教員のやっている仕事はつきり分かれてくるから、教頭が担当する学級は原則としてないようになるのだ。ないようになると、一般の教員の数が、教頭が占めた部分だけふえてくる。だから教頭の定数というものが別ワクとして計算されるようになるならば、一般教員も今度は非常に大らかな幅を持ってその職務に精励できる。これはそこへまで及ぶ問題であつて、ただ教頭の任務だけを明確にしても、特別のやむを得ないときに教育をつかさどるといふことが、特別とかあるいは必要に応じてというふうな場合がきわめてまれな例外であるという原則、これを無視してくれば、これは全くお話にならないのですが、これを原則としてきわめてまれに、必要に応じてあるいは特別な事情によつて教育をやるといふことにしておけば、教頭が担当する学級はなくなるわけだ。つまり一般教諭がそこへ行くことになるから、教育一般の先生方も非常に荷が軽くなつて、学校の先生が教頭だ

け一人ふえるわけですね。そうすると、一般教諭たちも喜ぶわけですね。これは当然ね返る問題なんです。これを拝見しまして、私のほうでは、民社党としても、特に教頭の地位に立つ人の職務明確化に伴うて、教育担当の教諭との間で数の上で別ワクで計算させるようにしていかなければならぬ。そして教育を尊重し、人材確保なるものをもつて教育の世界に希望を与えようというせつかくの文部省またわれわれの願いを裏づけるためには、そこまで教頭の定数を別ワク計算というところへ踏み切らなければ私は意味がないと思うのです。いま申し上げた職務が明確化されて、教育をつかさどる任務がある特定の場合作るとするならば、当然教頭の数は一般教諭のワクの外に計算されるようにすべきだと思いますが、御答弁をいただきたいと思います。

○岩間政府委員 まことにごもっともな御指摘であると思ひます。いままで定数法の改善は三次にわたつてやつてまいつたわけでございますが、これは、戦後の混乱の中から、一学級の学級編制を最高六十人からともかく四十五人まで下げ、あるいは教員の配置も、このたびは小規模学校を中心にしてやつたわけでございますけれども、教育の円滑な実施ができるように、教育の困難をできるだけ取り去るようになつていふことからは、努力してまいつたわけでございます。また、そのために五年間で二万人以上、いままで合計いたしました十万人をこえるような定数改善をしてまいつたわけでございますが、定数を増加いたしました場合には、教員の養成、それから教員の質の確保というふうな問題も兼ね合わせて考えなければならぬという事で、いままではともかくやむを得ないものについていろいろふやをしてきたわけでございますけれども、今後、大休問題が片づきましたような時点におきまして、先生のような御判断は、これはぜひ実現をしていきたいというふうな気持ちでおるわけでございます。

○受田委員 非常に大事な発言をしてもらつておるのですが、文部大臣、この教頭のワク外定数を

検討するという問題は、教育を振興し、また現場におられる先生方に希望を与える意味においては非常に大事なことであると思ひます。文部大臣がせつかく人材確保などに御熱心に取組まれたわけだし、それからまたこの法案の改正におきましても教育振興を前提として考えておられるという事になるならば、いま私が指摘いたしました教頭の任務が明確化して、校長補佐、校務整理が主眼、教育担当は全く特別の事情のある場合だけに限れば、定数法の改正の中に当然これが織り込まれるべき前提のものである。大臣もそう理解されますか。

○奥野国務大臣 御意見、ごもっともな点と伺わせていただいております。

○受田委員 その点は、意見を御了承いただいた、非常にこれは進んできた問題です。一般の先生たちも、教諭の皆さんも、やがては教頭になり、校長になるのです。だから、教頭職は反対だと騒ぎ立てるほどの問題ではなくして、みずからもやがて教頭の地位につき、校長になつて、教育に対するみずからの信念を学校の先生方を通じて実践できる日が来る。そういう意味であるならば、この教頭職にまなびを決定していかみ合う問題ではない。いがみ合う問題がもしあるとするならば、教頭の地位はできただけでも、いはば人間がふえて定数はいままでと同じだとなつては、これはいかぬぞという気持ちがあらはせぬか。したがって、教頭の地位が明確化し、その定数がワク外で処理されとなれば、一般の先生方の重荷はさつと軽くなり、みんながめでたしめでたしという答えが出るわけなんです。したがって、この教頭職法に反対する皆さんにしても、そういうきわめて前向きで建設的な、現場の先生たちの肩の荷も軽くなつて、そしてお互いがやがてみんなで将来の夢を見ながら学校教育に精励するといふことになるならば、日本の教育の現場には一つの希望がさす。まなびを決して騒ぎ立てるほどのことでもない。そして同時に、教頭職の職務を明確化する

で、ここに法律の上に教頭を置くべきで、従来のように施行規則の上によつと名前を出すだけのものではその職務の明確化はない。別に管理監督の地位にある者がふえるという問題ではなくして、実際の法の運用というものは地位を明確化しておいて初めて妙味が發揮でき、またその地位につく人の心がけで、いばる人間もおればいばらぬ人間もおるといふ差もつくわけでございまして、やはり教師たる者が管理監督の地位についたら、職権を乱用して、一般教職員を権威のもとに屈服せしめるなどというふうな不心得者は教育者として適当でないわけでございますから、それはまた別途適切な方法が講ぜられるわけです。そういう意味で私は、いま大臣も十分ごもっともな見解だと言つてくださったことに對しては、非常にこの問題に對しての前進が見られると思ひます。いまこの法律のままだでは、その前進が期待できないのです。したがって、教頭の職務について教育担当を小さくして、やむを得ないとき臨時補充教育などとするときだけに限つて、ずっと小さくしておくと、これを全然なくすれば、今度は教頭は病気で休んだ先生の補充教育もいけないといふことも起こりますから、教育をつかさどる規定はそういう場合の用意にそつと置いておく必要があるのじゃないか。

給与局長がおられるので、これに関連して、教頭職に管理職手当を出した出発はいつであつたか。その後どのようにその比率は、当初四四、六六という低率であつたと思ひますが、それが今日どう進行しているか。法律の上にも規則の上にも管理職手当を支給すべき時代でなかつたときにすら管理職手当を出されたわけでございまして、その歴史の変遷のあとを顧みて、現時点の教頭管理職手当なるものの内容を御説明願ひたい。

○茨木政府委員 教頭に管理職手当、いわゆる管理職手当と称しておりますが、特別調整額をつけました一番最初は三十五年の四月一日からでございます。そのときは七割でございます。それから四十二年の六月、四十二年当時は教頭につきま

して八%に変わっておりまして、さらにそれを一〇%にいたしております。その後、四十七年の一月一日のときに教職調整額が制定されたわけでございますが、その際に四%の教職調整額が教頭にもつきますので、校長との関係で調整をする必要がございます。一〇%から八%に再修正をいたし、教職調整額四%と合わせますと一三%程度になりまして、校長と同じ程度のものがつく、こういうような変遷を来しております。

○受田委員 そのとおりでございますね。ここで調整額を含めて一三%まで、スタート当時から倍近くになったわけです。だから、この教頭という地位に対するこうした管理の立場に立つ特別の手当を、法律の基礎はなけれども、規則に教頭という名称が生じたというゆえをもってこれをスタートされたと思うのですが、しかし昭和三十一年に教頭の名称は一応規則の中に生まれておる。この三年間スタートがおくれた理由はどこにありましたか。

○茨木政府委員 当初特別調整額がございました経緯は、当時、主として課長以上のところから問題が起こったわけでございますが、職責がたいへん重い、それから国会その他にも出るといふことで、いろいろ超過勤務にわたる時間がたいへん長いというふうなこともございまして、通常の超過手当制度でやるのはどうかというふうな問題とからみまして、この特別調整額制度ができたように記憶いたしております。

学校関係の問題は、御案内のように、その当時問題になっておりましたように超勤制度というものをとっておりません関係上、そういうふうなものからみましてスタートがおくれたものというように承知いたしております。

○受田委員 管理職手当を教頭に支給するかどうかについてもいろいろ問題があつて、その踏み切るのにも三年間を要したという歴史があるわけですね。そういうことから願ひまして、現在、教頭という地位を法律の上に明確化する必要がある。実績を積んだ上に、最後に法律でこなししていく

じゃないかというふうな異論がまた別途出ておるのでございますが、しかし現実にも管理職手当という特別調整額を含めたそういうものが出てくるということになれば、当然この法的基礎をその職種の上下にも与えるべきだという筋は筋として通る。そういう意味で、すでに十四年間にわたつて実績の積まれたこの教頭職を職種として法律に明記するということは、これはもう自然の姿であると思ひます。

ただ、ここで、高等学校には教頭が多い。つまり、いま、従来の定時制高校などの主事等を含め、定時制高校などは分校がたぐさありますから、その分校において校長にかわつていろいろと仕事をしてくれておる主事がおる。それを今度教頭として一括取りまとめようとしておられるようです。この主事に対する手当というものは従来どういう形になっておりましたか。

○茨木政府委員 国立の付属学校の場合には、当時は、この主事の方が実質的に教頭のような職務を担当しているというふうなことで見ておりました。同じような取り扱いをいたしております。

○受田委員 定時制通信教育もあわせて、そうした主事が教頭と同じ手当をもらつておつた、これは間違いないですね。差はなかったですか。

○茨木政府委員 同じでございます。

○受田委員 そういう意味から言うならば、これが今度実質的には、分校などで、教頭という立場でなくて、主事として勤務した人が教頭に切りかえられるわけでございますから、これもまた自然の成り行きである。特に全日制高校などで定時制をあわせた分校を持つておるところなどは、山間僻地で幾つか分校がある。その主事は教頭という名称でなくて、単にその分校の事務処理をするにすぎない形でできたのが、今度は校長補佐という使命を持つて職務が明確化する、これも私は適当だと思ひます。

そこで、現実には高等学校には教頭がたぐさあります。つまりそうした主事が教頭になる。文部省では、都道府県立高等学校で、今度主事を教頭に

することによつて最も多く教頭のできる高等学校は一体どのくらいか、教頭が置かれるのかを調べておられると思ひますが、御答弁を願ひたい。

○岩間政府委員 正確には調べておりませんけれども、現在、通信教育の課程、それから定時制の課程を持つております大きな総合制の高等学校もあるわけでございますから、そういうところでは教頭の複数制というふうなこともあり得るわけでございます。したがつて、一番大きな可能性を考えますと、分校等も合わせまして五名以上の教頭ができるというふうなことになると思ひます。

○受田委員 文部省で、この改正法が制定された場合に、教頭の数がどれだけになると計算されるか。また一校で一番多いのは、いまのばく然とした意味ではなくして、ちゃんと資料が用意してあるかと思ひます。そこまできなければ、文部省というものは行政事務を担当する中心の官庁としては不適合である。法案を出すときはそういうものの計算までも入れておかなければいかぬです。そういう点で、御答弁願ひたい。

○岩間政府委員 私ども全国的な教育の責任を負つておるわけでございますから、全国的な立場からいろいろ調査をいたしますけれども、個々の学校につきましても調査がおります。その中には、たいへん恐縮に存じておるわけでございます。今後はこういう点につきましても十分調査をいたして、お答えを申し上げられるようにしたいというふうに考えるわけでございます。

○受田委員 高等学校は中学校や小学校より数が少ない。そこで、校長になる機会が少ないが、せめて教頭になる機会が多いという意味で私お尋ねしておるわけです。そこまでは親切に調べておかれて、そして高等学校の中には複数の教頭のおつたところもある、しかし、まだ教頭は一人だけけれども、主事は、分校が五つも六つもあるところでは、今度それが教頭になれば、五人も六人も七人もなるという可能性もあるということにもなるわ

けでございますから、山間僻地をかかえた県立高等学校などは分校を三つも四つも、ときには最高幾らまで分校があるかぐらいのことは皆さんが調べておかれて、それで教頭の数が合計何人になるか、高等学校の教職員の数に比例して教頭、校長が幾らになるかぐらいは、ちゃんと教務の根拠を示したくべきだと思ひます。小学校、中学校は数が多いため校長になる機会が多いが、高等学校はせめて教頭になっていくという一つの希望が持てるように。

そこで給与局長さん、俸給表を私たち見て、教職員の俸給表は(一)が大学、(二)が高等学校、(三)が中小学校、(四)が高等専門学校と四本あるわけですね。四本ある中で、その(三)の中学校、小学校の教員の俸給表と、その(二)の高等学校の俸給表、教育職俸給表の(三)と(二)、これを見まして、高等学校の俸給表の最高は二十万四千七百円、二十五号、学長。中小学校の俸給表では、どれだけ精励働した大校長といえども、二十七号で十七万四千八百円、そこに約三万四千円の大きな格差があるわけですね。つまり同じ校長になつても、中小学校は精一ぱい十七万四千円までしかいかない。ワケ外昇給といふものなどは抜きにしてこままでしかいかない。高等学校では二十万までいく。それで教頭の場合は、高等学校は十七万五千四百円、中小学校では十五万三千円、高等学校の教頭の最高号俸が十七万五千四百円、中小学校の校長が十七万四千八百円、その間に六百円の差がある。高等学校の教頭の最高号俸よりも、中小学校の校長のほうが行き詰まりが低いのです。その理由はどこにあるか、御答弁願ひたいです。

○茨木政府委員 現在まで、この俸給表が四本ございまして、特にこの高等学校と中小学校の俸給表が二本走つてきておりますことについては歴史的沿革を持つておるわけでございます。それともう一つは、いまでもいわれておりますけれども、特にこの俸給表が分化いたしました当時では、大半そういう傾向があつたわけでございますが、小中学校のほうの先生方の学歴は、昔の、

旧制の師範の二年ないし三年制卒に当たります学歴の方が大部分であった。それから高等学校のほうには旧制の高等師範あるいは文理大学卒の方が大部分であった。そういうことから来る学歴差と申しますか、そういうものもかみ合せて、現在の差が出ておるわけでございます。

○受田委員 その時代はすでに去ったわけですが、いまは大学の教育を受けて、同一学歴、同一勤務年数でスタートしている。東京の国立大学に例をとって、附属高等学校に勤務する先生、附属中学校に勤務する先生、附属小学校に勤務する先生は、同じ東京教育大学を出て、どれへ勤務してもいいわけなんです。ところが、高等学校へ勤務するほうが中小学校に勤務するよりいいという待遇差を、同一学歴、同じ東京教育大学を出た者にさへも差別をつけるという根拠はいま非常に薄くなった。どうでしょう。

○茨木政府委員 御意見ももっともなことではございますが、その点がございまして関係上、二十号俸前後くらいまでのところでございますが、新制大学卒の方が片や中小学校のほうに勤務され、片や高等学校に勤務されるという実態が、ずっと学年進行といいますが、進むにつれて、その辺のところを近い扱いをするようなことをずっとやってまいっておるというのが事実でございます。

ただ、そのたてまえが、中小学校のほうは免許状が二色ございまして、短大卒の方でもこの教員になれるというようにございまして、多少その辺のところは少し制度上の差もございまして、その辺も多少かみ合せておると思っておりますが、御案内のような御意見がたいへん最近多くなつたわけでございます。それが先般新しい法律ができたゆえんのものでもあらうか、こんなふうにかみ合せているわけでございます。

○受田委員 新しい法律ができたゆえん、ここに一つ問題が発生したわけです。いわゆる人材確保法案であらうと思うのですが、これは中小学校の先生だけまず一〇%の処遇改善をやる、こういうことで高等学校などは適用を受けない、小学校の

待遇が低いから、そこで特別一〇%、まだ継続するわけですが、そういう措置をとるんだというところになると、これは問題が別にかつてくるわけですね。これは幼稚園から高等学校、養護学校、盲ろう学校までも及ぼしていくというのが文部大臣の御趣旨じゃなかったですか。去年、人確法案を審議するときに、当然それへはね返るようになり、また人事院の勧告を期待するという意味じゃなかったのですか。

○奥野国務大臣 そのとおりでございます。○受田委員 こういう問題は、もともと人事院が中心になってやるべき問題であって、文部省などが別ワクでやるような悪弊を起してはいけない問題であつた。だから、一般職は人事院にまかしておいて、文部省が単独でこういう立法措置をとらないで、人事院に文部省の要求を十分満たさして、そうして人事院の勧告に基づいて一般職の給与法で、すかつとまとめていくほうがよほど混乱を防いでよかったと思うのです。いまさしあたり給与局長の御答弁と文部大臣の御答弁で一つ問題が新しくできた。つまり中小学校の教員の処遇は低いから、多少でもこういうところに低いのがあつたから、たとえば私が申ししたように最高は三万円も違うから、三万円も違うところを配慮して今回のこの間の法律ができたのであらうというふうな御趣旨ですね。そうすると、高等学校のほうの措置はしなくてもいいじゃないかということになるわけですね。非常に新しい問題が発生してきたわけですね。

○奥野国務大臣 たびたび御答弁申し上げてまいりますが、人事院が公務員の給与について勧告権を持つていて、その勧告権に対して、国権の最高機関である国会が、政策的な見地から、義務教育教員の給与が一般の公務員に比較して優遇されなければならぬ、その見地に立つて人事院は勧告してほしいのだ、こうしていただいたわけでございます。同時に、この人材確保法案におきましては、学校教育の水準の維持向上をはかるこ

とを目的としておるのだ、こう書かせていただいているわけでございますので、義務教育教員の給与の引き上げ、これをてこにして学校教育に携わっておられます先生方の給与の改善に資していく、これは私たちの希望でございます。人事院におかれましては、義務教育教員の給与を引き上げますと、それとの関連におきまして同様の幼稚園や高等学校等の教員の給与につきましても均衡を失しないようにおのずから配慮されるわけだと思ひます。したがって、中小学校の先生の初任給を引き上げる、高等学校の先生方の初任給は同一学歴であるにもかかわらず引き下げるというところはあり得ない、当然引き上げていただけるもの、かように考えているわけでございます。そういう方法を講じながら、小中に限らず幼稚園、高等学校等の処遇の引き上げ、これもはかつていきたい、こういう希望を抱いているところでございます。

○受田委員 この教育職俸給表の(一)と(三)の差がでるところは、スタートは同じであつて、四年たつと高等学校は一号上がる、二十年たつとまた一号上がるという措置がされて、中小学校には特別昇給などということはほとんど全然ないといつていいというふうなところで、そういうところから中小学校と高等学校とにアンバランスができるのですが、初中局長は、あなたの御所管の中には中小学校と高等学校とがあるのです。そうしますと、中小学校と高等学校の給与の、その四年たつたところと二十年たつたところの一号づつの差というものはどういうふうに御認識されておるのでしょうか。

○岩間政府委員 この問題につきましては、いわゆる給与の三本立てということで国会で議員立法をもちまして法律が制定されて、中小学校と高等学校の間に差がついたということが基本でございますが、そのときの理由としましては、ただいま給与局長から御説明申し上げましたような学歴の差があつたということが一つの理由でございます。

それからもう一つは、校長の登用率が少ない。校長だけではないかもしれませんが、教頭にいたしましても、大体比較をいたしますと、確率が七分の一くらい、つまり高等学校の先生になられた方は教頭、校長になられる率が一といいたしますと、中小学校の場合には七というくらいに差があつたわけでございます。そういう点を考えますと、高等学校に行かれて教諭でもって御退職になつたという方は、退職金とか年金とかで、中小学校に行かれましたが、退職金から考えますと、三十六年つとめられた校長になられた方は、途中から教頭になつた校長になられたと、これは三十六年つとめられた結果を全部総合いたしますと、高等学校のほうが不利だということもできてくるのじゃないか、そういうふうな考え方がその当時おありになつたかどうかは別にいたしましても、私どもは現在確かに問題点であらうと思ひます。

先ほど受田先生がいみじくも申されました、もっと高等学校については管理職をふやしたらどうか、教頭だつてたくさんつくつたらどうかというふうな御指摘、これは今後の高等学校の先生を遇する道としましては、なかなか貴重な御示唆ではないかというふうにも考えるわけでございます。

給与の問題はたいへんむずかしい問題でございますが、バランスの問題等もございまして、それから、やはり総合的に検討しなければならぬ。そういう意味で、人事院のほうでそういう問題を総合的に御判断をいただくということになると思ひますけれども、現在の給与の体系が、そういういまあげましたいろいろな理由から申しまして、私は必ずしも間違つていないのじゃないかというふうな気がするわけでございます。

○受田委員 この教頭職法案ができる機会にこの問題も明確にしておきたいと私は思ふのです、いい機会でありますので。つまり、教育の職場で

は、同一学歴、同一勤務年数の人は、中小学校、高等学校を通じて一貫して処遇が原則として同じです。だから、国立のどの教育学区を出られても、小学校へ御勤務されても、中学校へ御勤務されても、高等学校へ御勤務されても、俸給は同じです。ただ高等学校の場合には、校長になる機会が少ないから教頭の数が比較的多いけれども、それについては最高の俸給が——いいですか、人事院給与局長さん、教育職俸給表の(三)の校長、中小学校の校長よりも高等学校の教頭のほうが俸給が高いのです。これは平等にすべきなんです。少なくともせめて同じにすべきだ。こういう原則を一応やっておかぬと、いまごろはどの府県を見ましても、同じ国立大学の教育学部を出た人が、高等学校に勤務する人もあれば、中学校や小学校へ勤務する人もある。いまは、昔のような高等師範と師範のような関係でないものだから、それは平等の原則になっておる。だから、どこへ御勤務してもいい。小学校を希望する人は小学校、それから中学校、高等学校、みんな初任給もそれからテンポも同じですよという原則を一応確立しておくほうがいいと思うのです。そのほうが先生たちに、おれは高等学校でえらいんだぞ、俸給が高いんだろがというふうな認識を与えないで、勤務する学校には差がないんだ、同一学歴、同一勤務年数、そしてつとめる学校がたとえいかなる形であつても、教育という立場で同じ待遇をしてあげますよ——大学は別の研究の面がありますので別として、中小高を原則を整理する、こういう配慮をしておく、その上に立つて、今度中小学校の人材確保法案が成立したので高等学校へも一緒に及ぼしていくというなら筋が通る。文部大臣、これは人事院の勧告の線が出てくるのですが、あなたとしては、人材確保法案の処遇を受ける中小学校の教員の待遇改善が今年年度末までにされるときは、高等学校や幼稚園についての人事院の勧告も、その時期は同じという理解ですか。

○奥野国務大臣 あわせて勧告をいただけるものと期待をいたしておるわけでございます。同時にまた、財政当局に対しても、同時に勧告をいただいた場合には財源措置ができるようにお願いを済ませておるところでございます。

○受田委員 人事院では、高等学校も中小学校におくれないように、実施時期は同時というふうな勧告をされる予定でございますか。あるいは、高等学校はこれが一応片づいて後だから、時期のズレが多少あるという判断でしょうか。

○茨木政府委員 先ほど御議論のように、同一学校を卒業いたしました者が片や高等学校、片や中学校に分かれておりますのが最近の実情でございますので、やはりその辺のところは同じ時期に発足させるように取り扱わなければいかぬだろうという方向で検討いたしております。

○受田委員 時期は同時だという言明と心得ます。これが多少でもずれてくると問題が発生してくる。つまり、いま局長さんが、人確法は、中小学校の待遇が少し悪いので、その補いをつける意味だということばに私ひっかかるわけじゃありませんが、そうすると、高等学校は少し時期がずれるのじゃないかという杞憂をいましておったわけですね。そのさっきの御発言の裏返しを私、疑義解明をさせていただいたわけですね。同時に勧告という理解をさせていただいたといたします。

そこで、今度この法律案に戻るので、二十八条に「教頭若しくは事務職員を置かず、又は教諭に代えて助教諭若しくは講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる」というただし書きを書いてあるわけですね。このことは、いまくしくも給与局長が、小中学校には短大を出たような方がおると言われた。短大を出た皆さんの場合には、中学校でいえば二級免許ですね。そういうものがあるというふうなことで、助教諭というふうなものがまだ残っておるのだということになる。従来、現行条文では、二十八条に「小学校には、校長、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。」と書いてあって、「ただし、特別の事情のあるときは、事務職員を置かないことができる。」とあるのですが、ここで「教諭に代えて助教諭若しくは講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる」というと、それは資格の上でダウンしておるんじゃないですか。せっかく処遇改善をしようとするときに、教頭の身分を明確化して、教員の任務とは別に一つの權威あるものを置こうというときに、教頭がはつきり置かれる、しかしまた教頭もしくは事務職員を置かない場合もある。重ねて、教諭にかえて助教諭を置くとか講師という規定がこへ生まれておるから、これは一応法律の根拠があるわけですから、こへ新たに講師をうたつたことには異議をさしませんけれども、助教諭ということが養護のほうにも置かれてくる。この点は、都合によつたら教諭を置かないで全部助教諭にしたり、全部講師にしてもいいわけですね。ここに「助教諭若しくは講師」と「若しくは」という並列接続詞があるわけですが、これは法律の文章として非常に私考えさせられることばが出ておるのです。助教諭かあるいは講師を教諭にかえて置くのですから、全部助教諭や講師だけのときもあるということとは否定してないのです。どうでしょう。

○岩間政府委員 そういう代替職員を置きます場合は、特別の事情があるというふうなことでございします。私どもは、これは局限されるべき性質のものである、まあできればそういうことは望ましくないというふうな表現と御理解いただいてよろしいのじゃないかというふうに考えるわけでございます。

○受田委員 私がいま特に指摘しましたが、「教諭に代えて」とある以上は、教諭が一人もおらぬで、助教諭と講師だけのこともあるという、この法律の読みをするところなんです。……

○岩間政府委員 これは、特別の事情がある場合にと申しておりますように、もうそれは全部そんなことをするということは違法だ、一部やむを得ない場合にそういうことがあるのは、これはまあやむを得ないということに御理解をいただきたいと思ひます。

て助教諭若しくは講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を」というと、それは資格の上でダウンしておるんじゃないですか。せっかく処遇改善をしようとするときに、教頭の身分を明確化して、教員の任務とは別に一つの權威あるものを置こうというときに、教頭がはつきり置かれる、しかしまた教頭もしくは事務職員を置かない場合もある。重ねて、教諭にかえて助教諭を置くとか講師という規定がこへ生まれておるから、これは一応法律の根拠があるわけですから、こへ新たに講師をうたつたことには異議をさしませんけれども、助教諭ということが養護のほうにも置かれてくる。この点は、都合によつたら教諭を置かないで全部助教諭にしたり、全部講師にしてもいいわけですね。ここに「助教諭若しくは講師」と「若しくは」という並列接続詞があるわけですが、これは法律の文章として非常に私考えさせられることばが出ておるのです。助教諭かあるいは講師を教諭にかえて置くのですから、全部助教諭や講師だけのときもあるということとは否定してないのです。どうでしょう。

○岩間政府委員 そういう代替職員を置きます場合は、特別の事情があるというふうなことでございします。私どもは、これは局限されるべき性質のものである、まあできればそういうことは望ましくないというふうな表現と御理解いただいてよろしいのじゃないかというふうに考えるわけでございます。

○受田委員 私がいま特に指摘しましたが、「教諭に代えて」とある以上は、教諭が一人もおらぬで、助教諭と講師だけのこともあるという、この法律の読みをするところなんです。……

○岩間政府委員 これは、特別の事情がある場合にと申しておりますように、もうそれは全部そんなことをするということは違法だ、一部やむを得ない場合にそういうことがあるのは、これはまあやむを得ないということに御理解をいただきたいと思ひます。

○受田委員 現実、現行条文には「小学校には、校長、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。」とつたてあつて、「ただし、特別の事情のあるときは、事務職員を置かないことができる。」と、事務職員だけがここに書かれておる。ところが、今度新しく出た規定の中には、教頭も置かないことができる。それは非常に学校の規模が小さくて、三人か四人しかおらぬ学校などの場合が一つ考えられると思うのですが、もしくは事務職員も置かない、さらに教諭にかえて助教諭、講師というものが新しく生まれてきたのです。こういうのが新しく規定の上に生まれてきたことは、まさに資格の上でダウンされた、この法律文章を読めば、明確にそれがうたわれるのです。いままでなかったことが新しく生まれてきたのですが、これはひとつ全体の条文を考えて検討する必要があるかと思うのです。

○岩間政府委員 このたびの法律案におきましては、新しく助教諭と養護助教諭につきましても法律上の規定を明確にしようということでございます。ですから、やはりそういうふうな職員の地位と申しますか、どういふ場合にそういう職員が置かれるのであるかということも、またこれは法律上明らかにする必要があるということも規定を設けたわけでございます。

ただいま受田先生御指摘のように、法律の上ではこれは並列に書かれていて、教諭のかわりに全部助教諭を置いてもいいのじゃないかという疑いが出てくるという御指摘でございます。これは、学校教育法自体がそういうふうな職員の設置根拠を規定するような法律でございますから、そういうふうな書き方をするということは、これは別に法律のたてまえとしてはおかしくないのじゃないか。ただ実際のところ、そういうふうな可能性があるという御指摘は、これはごもっともなことであらうと考えられます。しかし、たとえば定数法でございしますとか給与の法律でございしますとか、そういうところで具体的に明らかにして、あ

わせて考えていただければ、そういう点はやや氷解をしていただけのじゃないかというふうに考えるわけでございます。

○受田委員 私さつきから御議論申し上げておるところは、定数法へも直接はね返つてくる問題で、総合的な判定の上に立つてこれを修正するなから修正するという線へ持つていかなければならぬ、これだと思います。私がいま指摘した二十八条は、これは小学校の場合ですけれども、さらに今度は高小等学校の規定でも同じような問題が起つてきてくるおるわけなんです、ひとつ局長さん、五十条です、ここに「実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。」この実習助手の給与の財政負担は一体どこがやるのでしょうか。

○岩間政府委員　これは設置者でございます。そしてそれに対する国の財政措置としましては、御案内のとおり地方交付税制度というものがあるわけでございます。

○受田委員 実習助手とかあるいは図書館の職員とかいう方々の中には、PTAとかそういうところでも、正規の職員でなくて御苦労願っておるような傾向もあるのです。そういうようなところが全部便宜的に、そうした国がお手伝いをしてない対象が人数が限られておるから、子供たちには実習助手さん、先生ということをお願いしておるが、実際はちょっと臨時にお手伝いしてもらっておるとかいうような者を今度は全部整理して、その財政負担の根拠を設置者に明確化するというような、末端ではとかくあいまいな、併設図書館などの職員でも、ほんとうに設置者が出しておらぬというようにあるところがあるわけですから、こういふところを今度はすかつと明確にお示しをいただけますか。

○岩間政府委員　実習助手の制度、これはいままでたとえば農業、工業、商業、そういうふうな職業課程におきまして教諭の職務を助けるというふうなことで本来置かれるべきものでございましたが、ただいま先生が御指摘になりましたように、やや安易に利用される、父兄負担の実習助手とい

うのはないと思いますが、PTAが図書館の補助職員^{（注）}の給与を負担するというふうな例もございました。いろいろな問題ございまして、この点につきましては、私どももいままで、そういうふうな誤った扱いというものは正をしなければならぬ、ということできたわけでございますけれども、せっかくこの機会でございますので、そういう点につきましては一そう努力をいたしたいというふうに考えるわけでございます。

○受田委員 給与局長もおられるので、この機会に給与の問題をひとつ教頭を中心にもう少し論議さしていただきたいのですが、この教頭の給与上の格づけというものが一つ問題になってくると思うのでございます。これは新しく法律に浮かび上がった職種でございますので、従来の慣例では現にもう事実問題として置いておる。ところによつては副校長と称しておるところもあるようです。ちよつと話を別にしますが、副校長と呼んでいる高等学校などがあるかないか、文部省調べておられると思うのです。

○岩間政府委員 県によりましてはそういう名称で呼んでおるといふことは聞いております。ただ、これは俗称と申しますか、でございますから、どういふふうな名前でお呼びにならうとも、それは法律上は教頭ということでございまして、呼ぶ名前までにつきまして私どもがとやかく言う筋合いでもなからうというふうな感じでございます。

○受田委員 そうすれば、設置者あるいは学校——その副校長と呼ぶ名称を許す機関は何でございませうか。

○岩間政府委員　これは、学校で、内部でそういうふうな呼び方をするということもございまいし、うし、あるいは県のほうでそういう呼び方を認めておるといふふうなことでございまいしょうけれども、これはある意味では事実の問題でございまいし、法律上はやはり教頭というふうなことで、發令その他につきましても教頭というところで御発令を願うというのが筋であらうというふうに考えるわけでございます。

○受田委員　これは非常におかしなことで、発令は教頭で出すが、学校では副校長先生、これはやはり日本国として意思を統一しておかれて、ある県へ行くと副校長先生であったが、今度は下がつて教頭、呼ばれるほうも副校長というとなつと賃禄があるが、教頭というとなつとまづいなどというようなことでは、お互い全国的に自由に転任ができる職種であるだけに、免許状は全国共通でありますから、ある県へ行つて副校長といわれた人が、急に教頭さんといわれるときびしくなる。

これは何か名称はごかつてでございますというよう
うなところは、ちょっと、文部省としてはやむを
得ぬのでございますが。名称はかつてにつけても
よいのだ、校長というような名称を学長とつけて
もよいかどうかです。

○岩間政府委員　まあ教頭でございますから、教頭先生というふうにお呼びいただくのが普通じゃないかと思いますが、たとえば大学の場合にも、学長が正式でございますけれども、総長というふうな呼び方で呼んでおられるところもあるやに聞いております。これは事実問題と申しますか、そういうふうな習慣と申しますか、そういうことでやつておることでございまして、そういうふうに呼んで悪いというところまで私どものほうで言うのはいかがかという感じがするわけでございします。もともと、副校長という名前のほうがよければ、これは教頭という名前のかわりに副校長という名前をつけるということは一つの御意見であらうというふうに考えるわけであります。

○受田委員 私はそれを統一されていいと思うのです。つまり教頭という名称を副校長としてやる。現に法律用語としては副学長というのが生まれておるのだから、学長、副学長なら、校長、副校長としてもいいわけなんです。そういうものが一貫して文部省の案の中になければいけない。

それからもう一つ、従来は教頭の任務は、国立大学に關しての付属の教職員などには教頭というのが法制化されておる。それから地方の公立学校にはそれが置かれてないというような片手落ちが

ありますね。それとあわせて、名称というものは、いまの教頭問題は国立学校の附属中学校、幼稚園に至るまで教頭という制度が現にもう誕生しておる、これよりもいち早くもう国立のほうが先に打たれておるといふ現象をいま指摘したわけですが、この機会に、私立の学校が副校長とかなんとかいふなら、これは一応私学の權威を保つ、うちに副校長先生が来られたといふほうが教頭先生よりは、特に公立学校の校長などした人が校長でなくて教頭で来るような場合がある、それは副校長といふほうがいいということもあって、私学の場合にはこれは一応自由でいいけれども、公立学校の場合はやはり名称の統一が必要だ。大事なことです。

そこで総与局長さん、私、総与には興味があるのですが、教頭の格づけは一等級、従来現に教頭で一等級を適用受けている人がどのくらいあるのですか。

○茨木政府委員　ただいま人数の点ははっきりいたしませんけれども、国立の附属の小中学校の場合には、御案内のように教頭の方が実質的な校長の職務を日常はやっていらっしゃるというような実態でございますので、一等級格づけを大部分しておるはずでございます。

○受田委員　これは文部省に聞いたほうがいいですかな。文部省で用意された数字は……。

○岩間政府委員 昭和四十七年度七月一日現在で
 一等級の数は、教育職俸給表(一)を適用されている
 者につきましては三十七名、教育職俸給表の(二)を
 適用されている者につきましては百五十三名、そ
 ういう数になっております。

○受田委員 それはどういう立場の人がその一等級の格づけを受けているわけですか。そして一等級の号俸ではどこまで進んでいるか。一等級の何号俸の適用を受けているのか。

○岩間政府委員　これは各県によつて事情が違つたわけでございますけれども、たとえば一番多い香川県などにおきましては、教員の勤務年数等を主たる基準としてやっているようでございます。最

高どこまで行っているかわかりませんが、一等級に格づけをして、それから毎年昇給の基準がございいますから、その基準に従いまして一年なら一年おきに昇給をしていくというところでございいます。

○受田委員 今回の教頭職の法制上の明確化に伴う教頭職の俸給対策はどうなるわけですか。

○岩間政府委員 教員全般の待遇につきまして、給与につきましては、これは一般職の給与に関する法律にもございいますように、職務の困難とか複雑性、あるいは責任の度合いによつてきめられるということでございます。このたび法律に規定を設けて、別に職務の内容がことさら変わるということではございませんけれども、現在でも、教諭に比べて校長先生の職務内容の複雑性、困難性、責任の度合いから考えますと、教諭よりも優遇されてしかるべきではないかというふうな考え方を保持しているわけでございます。したがって、これにつきましては大臣からたびたび国会でも御答弁いただいておりますように、現在の給与制度の中でそういう点につきましては優遇措置を考えていくという方向で検討してまいりたい、そういうふうに考えております。

○受田委員 給与局長さん、これは教頭という職種を一等級、二等級、三等級のほかに新しい等級を設けるという意図につながるかどうか。これは作業としては人事院の仕事になる。それを新設するのかがどうか。

○茨木政府委員 先ほど初中局長から御答弁ございましたように、給与法の考え方は職務の責任とか困難とかというようなことで判断をするということになっておるわけでございます。ただいませっかく御審議中でございますので、一応現時点でどういたしますというところをここで申し上げかねる次第でございます。よくその段階に立ち至ったときにおいて慎重に判断をしなければならぬ問題であらうと思っております。

○受田委員 これは俸給表の作成の新しい問題が発生するわけです。だから、全然作業はいま検討段階であつて進められていないというのですが、

第一類第六号 文教委員会議録第十一号 昭和四十九年三月一日

一等級は学校長、二等級は教諭、三等級はその他であるという現行給与体系、それからまた、この間から人確法の際にも現行給与体系をもとにしてという言い分なども起こつてきているわけでございますが、五段階制度はとらないという文部大臣の発言で昨年の教員のスト中止命令が出た、トップ会議、これをひとつ関連するからちよつと質問します。

文部大臣と横校委員長との間でトップ会議によつて教職員のスト中止命令が出された。そのときに、文部大臣の発言の中に、五段階制度はとらないという了解をした、それを法律的に何かの点で約束したというふうな、日教組の言い分をそのまゝ認めたので日教組がスト中止命令を出したというふうな理解をされる節があるわけですが、当時の事情をちよつとこれに関連しますのでお尋ねしてみたいと思うのです。テレビで大臣の御発言というものはどういうことであつたのか。

○奥野国務大臣 十二月四日のことだろうと思ひますが、私としてはその際に新たな約束は何らいたしていません。五段階給与の問題につきましては、たびたび当委員会でも御議論がございまして、私としては何らそういうことは考えておりません、こう答へさせていただきます。そういったわけでございます。

○受田委員 当時日教組のスト中止命令の中に大臣から言質を得たという点は、給与体系を変えない、つまり現行給与体系にそのまゝにしておくのだ、これを基礎の理解ととられるわけですか。

○奥野国務大臣 私は、五段階給与をとらないの議論がたびたびございましたので、五段階給与というものは何ら考えていない、こう申し上げてまいりましたわけでございます。現行給与制度というふうなさらに立ち入った話は、私と日教組との間ではしたことがございません。

○受田委員 その点が明確になっております。そこで今度教頭職というのがここに一つ大きな問題になってくる。教頭職というものが法制化される、現行給与体系にたとへば一等級の学校長、二

等級を今度教頭、三等級を教諭——五段階制度には上級と一般とがあるわけですが、そういう形、つまり現行給与体系は一応くずれることがあるというところになるかどうかです。五段階ではないが、現行給与体系に新しいものが出るかどうかです。

○奥野国務大臣 私は従来から教頭の職務をたいへん重いものと、こう考えてまいりましたわけでございます。したがって、また当委員会でも、教頭さんとして多年御勤務になつたり、あるいはまた大きな規模の学校に御勤務になつていらっしゃる方々については、一等級の俸給表を適用するようにしたいのだ、こう申し上げてまいりました。事務的には、人確法が成立いたしましたので、いづれ新しい給与勧告が出る、それに基づいた俸給表の改正が行なわれて地方団体に連絡をします場合には、教頭さんのうちで適當な方々は一等級の俸給を適用するようにしてくれということを書いてほしい、こう申し上げておるわけでございます。そういう手順で事務当局は進めてくれているものだ、かように考えておるわけでございます。今回新しい教頭職の法制化が行なわれるわけでございます。私が五段階は一切考えていない、こう申し上げてまいっておりますのは、これもたびたび当委員会でも申し上げさせていたいただいていることではございませんけれども、五段階というふうなことで俸給表を複雑にしていくなことは、必要以上に先生方の間に競争意識をかり立てるものなんだということを伺いまして、なるほどそういうこともあるのかもしれない、そうすると先生のいやがっておられるようなことをわれわれはやるべきではない、こういうことで五段階給与は考えていない、こう申し上げてまいりましたわけでございます。したがって、今度教頭職の法制化ができれば、文部省としては、すぐに人事院に対して別な俸給表をつくつてくださうと言ふ考えは持っております。今後先生方がどうお考えになるか、現場の先生方の御勤務のしやすさ、希望をくみ上げながら検討していけばいいじゃないか、こう考

えているところでございます。

○受田委員 文部大臣の意図がよくわかります。そこで、まだ体系がよくわからない、具体的にどうなっていないことですが、一等級の中に校長俸給と教頭俸給を含む、そういう一つの行き方もある。現行給与体系をそのまゝにして、つまり教頭は一等級の中へ入れる。そして一等級のワラを広げる。たとえばいま公務員の中に指定職というのがある。指定職に甲と乙がある。その甲と乙を今度一本にして指定職としたわけですね。そういう意味からいへば、校長はいままで一等級の適用を受けた。これへ教頭が入るといふふうになれば、現行給与体系を変えなくて、かつ教頭には希望の持てる俸給表の適用を受けるということになるわけですね。私の提案に妙味があるかないかです。

○茨木政府委員 これから先のことでございます。先ほど文部大臣等からも一つの考え方が出されたようでございます。ただいまいろいろ御意見としておっしゃられましたこともよく参考にさせていただきます。今後考えていくべきことであらうというふうに考えております。

○受田委員 これは、俸給表の五段階議論に対して批判を避けながら、しかしながらまた教頭にも希望を与えるという、新しい体系をつくるのに非常に妙味のある問題だ。この道の通がおりになることではございますが、私の一つの試案として出したのは、指定職の中に従来甲と乙があつた。次官階級の分と、局長の中で、初めは局長も指定職に入つたのもおつたし、入らぬのもおつたが、後にはみな局長が入る。中には次長まで指定職の乙に入る者がおる。それを今度一本にして、指定職甲、乙をやめて指定職とやったわけだ。指定職の中には次官で最高を行くのもあれば、これは行政(一)の中にある。これはひとつこれから検討する、と非常におもしろい問題なんです。次官で指定職の最高を行くのもあれば、外局の長などその一歩手前でおるものもある。それから単に局長だけで指定職になつた者もある。こういうことで

から、校長が行く一番上は、現行の号俸というならば学校長は二十七号まで行くわけだ。しかし教頭は二十号でとまる、こういうような俸給表の仕分けができるわけです。それがまた二等級へそのままだとすると、今度のは二等と三等へまたがった俸給表を作成するというところもある。その職務がある意味で監督の意味を含むかどうかの問題ですが、教頭は監督権を持つ職権かどうかです。ちょっとそれをお尋ねしたい。

○岩間政府委員 教頭につきましては、明治の尋常師範学校官制には、はっきりと教頭先生が所属職員を監督するという趣旨の規定があったわけでごさいます。そういう沿革から申しますと、教頭先生は校長先生と一般の先生の間に立ちまして、いろいろお世話をやくだというふうなことでございまして、けれども、しかし校長を助けるというふうな規定がございまして、校長のかわりになつて教員を監督すると申しますか、そういうふうなことは当然現行の規定の中でも読み取れるわけでごさいます。ただ実態としては、そういうふうな監督ということばは用いられておりませんように、やはり校長と教諭の間に立ちまして、その潤滑的な役割りを果たすというところに非常に大きな意味があるのではないか。ことさら教諭に対して監督というふうな、いわばきつい地位にあるということを表示いたしませんでも、その点は十分実態に即して取り扱っていくのじやないかということ、ただいまのところでは、ことさら監督というふうな意味が表に出ますような表現はとっていないわけでごさいます。

○受田委員 特別調整額にしても、いわゆる管理職手当にしても、これは管理監督の地位にある者に対する手当、これが手当の趣旨でございましてね。

○末木政府委員 そのようでごさいます。

○受田委員 そうすると岩間局長さん、あえて監督という意味じゃないかというふうなお話で、これはばけてきた。つまりばけたものに管理職手当を出すのはおかしいですね。

○岩間政府委員 管理職であるかどうかという問題は、これは別の観点から考えられておる面もございまして。たとえば機密をつかさどるような職員につきましては、たとえば守衛長なども管理職の範囲に入るといふことで、本来の監督という点から申しますとやや範囲が広いといふことは、これは一般的に言えるのじやないかと思ひます。そういう意味での管理職であることは間違いないと思ひます。また教頭がなぞ管理職であるかという点になりますと、これは単に機密を保持するといふふうな意味ではなくて、ただいま御指摘になりましたように、管理監督の地位にあるといふことで管理職という定義がなされておるといふふうに理解するわけでごさいます。したがひまして、もちろん監督の地位にないといふことではございせんけれども、ことさらそういうふうな表現はとつておられないといふことを申し上げたわけでごさいます。

○受田委員 この法律が制定されると、当然起こってくる問題がそこにもあるわけなんです、私自身も、議員になる前六年間校長をやられてもりました。それから私自身は教頭というふうなものを経ないで学校長になつてきたわけですから、当時は教頭などというのはいくらも済んだ時代であるのですが、いまのこの民主化された時代、一方では管理監督権の強化で一般教職員は騒ぐ。一方では学校は、教頭の職務を明確化して、教頭がしっかり仕事ができるようにしなければ学校運営はできない、こういういろいろな世論があり現実の問題がある。その中で何が正しいか、どう手を打つのが正しいかといふことで、私たちも結局、教頭職を法律上明確にして、その職務を国民にしっかりと理解させる、そして一体教頭の立場はどうかといふのを、この国会の論議を通じて国民に知らしめる、そして一般の父兄は、教頭がこの法制化とともにこれまでにならなかつた責任を持つてもらひ、一般の先生が教諭としてわれわれの子供を守ってくれる、そして先生たち一般の教諭が病氣などで休んだら、教頭先生も授業に

かわつていただくのだ、そういうような意味でこの学校教育法の改正を国民がよく理解していただきたい。教頭職改正といういわゆるこの法律が国民の中に理解されるような努力がお互いにとつて必要なですね。その意味から私、いま権限問題をお尋ねしているのですが、そうすると校長が、君、ぼくはちょっと外へ出て、あしたは休みにやいけぬのだが、わしの職務を代行してくれといふ場合に、教頭に代行させ得ない職務があるかないかです。校長補佐という職務の中に、教頭にはやられない職務というのはいくらもあるのですか。それはやはり、職務の範囲を明確化しておかなければならない。たとえば任命とかいう問題は、これは校長でなければできないわけだ。この教員を今度ここへ転任させる推挙をする、手続をするといふのは、校長自身がやらなければ、教頭がやるわけにいかないといふのがあつかないか、そういうことでごさいます。

○岩間政府委員 ただいまは、学校教育法の施行規則で教頭の職務が書いてあるわけでごさいます。これはいわば職務命令のようなものでございまして、現在のところは、校長に専属してあります。権限、たとえば先生がいま御指摘になりましたような教諭の任免等に関する内申の問題、あるいは校長の専属の権限になつております入学でございまして、転学でございまして、退学でございまして、そういうものを許す権限、こういうものは教頭先生にはわたらない。校長先生がおられなくても、あるいは校長先生がたいま御指摘になりましたように、あしたは休むから君がかわりをやってくれとかりに言われましても、教頭先生がそのかわりをするわけにはまいらないといふふうなたてまえになつておるわけでごさいます。しかし、今度の法律案では、代理の権限を教頭に与えるような規定にいたしておりますので、今度は校長先生が教頭先生に、この仕事については私のかわりをしてくれと申しました場合には、これは校長に属しております権限の範囲内でございまして、代理の権限ができてくるわけ

でごさいます。したがひまして、極端なことを申しますと、ただいま御指摘になりました内申の問題でございまして、それから入学、退学、転学の問題にいたしましても、たとえば校長先生が長期休みになつておる、あるいは海外出張されて御連絡のいとまがないといふ場合には、今度は教頭先生がそのかわりができるといふことになつてございまして、このたびの改正法律案を御提出いたしました一つの大きなこれはメリットではないかといふふうに考えているわけでごさいます。

○受田委員 お話は、もう一つ権限問題に触れますが、校長は必置だが、教頭は置かないことができるわけですね。そうすると、教頭を置かない学校では、校長の職務代行は他の教諭がやるわけですか。

○岩間政府委員 これは事実上の問題でございまして、校長先生の具体的なお仕事の範囲で、これをかわりにやっておいてくれといふふうなことはあり得るかもしれませんが、法律上の問題としましては、たとえば僻地の小規模学校の校長先生が海外に行かれるといふような場合には、これは新しい任命行為がございまして、当然に教諭の先生が校長先生のかわりをするといふわけにはまいらないわけでごさいます。これは今度の法律改正によりまして、そういうふうなことが起り得るわけでごさいます。そういう場合には職務代理の新しい権限の付与の命令がされまふと、つまり新しい任命行為がされまふと、それは不可能であるといふことになるわけでごさいます。

○受田委員 校長のあとに教頭もいない、つまりこれは置かないことができません。そしてさらに教諭にかえて助教諭、講師しかおらぬといふところもある。校長の次は助教諭と講師しかおらぬといふようなところがございまして、そういう場合に、校長の職務代行を事実上せやいけぬことが起こる。校長が長期出張などしたときに、隣の学校か

らそのときには職務代行を兼任というようなことはできないわけなんです。事実問題では、独立した学校で校長に事故が起こった、教頭を置かないことができない、教諭を置かないことができない、助教諭と講師しかおらずという学校があるわけです。それはどうなりますか。

○岩間政府委員 そういふ場合には、たゞいま御指摘になりましたように、事実上校長先生のかわりをすることができないということになるわけでございます。頭の中で考えられますことは、たとえば併設の小中学校があるといふ場合があります。その小学校長のかわりに中学校長が兼任の命令をもらふというふうなことになるだろうと思ひますけれども、しかしそれは、隣にたゞいま学校があればよろしいわけでございますが、遠く離れているというふうな場合には、これは事実上ほんとうに困るような事態が起こるというところは予想されるわけでございます。(受田委員)「そのときはどうする」と呼ぶ。そういう場合には、これはそのときどきの判断であらうと思ひますが、やはりいまは電話等もございすものですが、距離は離れても、他の学校の校長先生がその学校の校長先生を兼務する、それから必要がある場合には学校の先生が連絡をしながら事務を取り運んでいくということにせざるを得ないのじゃないかというふうな考えをわけでございます。

○受田委員 非常にデリケートな問題が起こるのです。だから、現実に五人か六人しか先生のいない小規模の学校のところで、教頭は置かない、教頭は現に置いてはない、法律的にも規則の上の教頭でもないんだが、しかしその次の教諭の先生を、若いけれどもその地区では教頭先生と呼ぶというところがある。いいですか。校長先生はもう五十何歳で練達の人、あるいは二十四、五歳の若い助教諭の先生が来たというときには、その先生を教頭先生とその地域の人が呼ぶ、また学校でも教頭先生と校長が紹介する、こういうことも起こる。これは一向差しつかえないですね。副校長と同じですね。

○岩間政府委員 具体的に教頭先生と呼びながらことは差しつかえないことであらうというふうな考えです。

○受田委員 私はその場合に、学校長の職務代行者がたゞいま教頭でなくとも、一般のその次にある人に代行権を委任するということが法律的にも効力があるような形を、つまり教頭がいなくても校長の職務代行者はだれであるかということが規定されているのじゃないかと思ひます。つまり校長の長期欠勤、隣の学校の校長が兼任が許されない、その地域がちょっと離れて、五十軒か百軒の部落である、新しい校長を任命するのには、その先生が死ぬるかどうかわからないというふうな事情のときに、教頭の地位にない者がおる、そのときには教頭の職務を与えるとか職務をしてもいいとかいうような何らかの内部規定などがこの際明確にされておく必要がある。職務代行者、代行権をだれにさせるかというのには指示することができ、教頭を置かれない場合においては校長の職務権限は教諭の中より校長が指名することができ、こういうようなものをつくる必要はないですか。

○岩間政府委員 実際問題としてお困りになる理由は十分わかるわけでございますが、これはちょっとどうかというふうな気持ちがあるわけでございます。たとへば文部省でございますと、文部大臣がおられるわけでございます。あと事務次官以下、局長、課長がおられるわけでございます。たとえば私がおりませんときには事務次官あるいは課長が代理をするというところはあり得ることでございます。文部大臣がおられませんか。あるいは政務次官でもそういう例はないわけでございます。大臣のかわりをするというところではございせん。ほかの國務大臣の方が文部大臣を兼任されるというふうなことになるわけでございます。これは大臣という最高の責任者、最高の権限を持つておられる方のその職務の遂行あるいは権

限につきましてみだりに次官以下の私どもがそれを代理するというようなことは、これはやはり行政上の秩序の問題として問題がある。同じようなことがやはり校長先生とそれから一般の教諭の方との間には、程度の差はあろうございすが、考え方として現在はある。したがって、教頭先生には今度法律上そういう権限を与えようというふうなことでございすけれども、校長先生が持つておられます專屬的な権限というものをみだりに教諭におあずけするということは、これはたゞいまの問題としてないわけでございます。事実上の問題として、校長先生がおやりになることにつきましていろいろ代理と申しますか補佐と申しますか、そういうことをしていただくことはございすが、ちょっとたゞいまとしましては、いまのところはまだ考えておらないような次第でございます。

○受田委員 局長さん、こういう場合が起こるのです。現実に、五十軒なり百軒なりの離れた部落で、一校ができておつた、五人か六人しか先生がいな、しかしその地域ではその学校が一番大事な学校である、その先生の中に看護婦の資格を持った先生もおれば、その五十軒なり百軒なりの医者もおられぬ無医村となれば、その養護の先生がその地域の人間に簡単な注射もしてあげる、ちょっと手当てもしてあげるとなると、そこに養護の先生が一人お医者がおられるということになる。そういうところは養護教諭をたゞいま学級が小さくても派遣しなければいけぬ。それからそういうところにはやはり教頭も置かなければいけぬ、規模が小さくても。したがって学校の規模が大きいところだけ、ごく小さいところは教頭をはずすということではなくして、そういうまとまった地域には、たとへば四学級か五学級しかない学校にでも教頭をきちつと置く、養護教諭も置いて、その地区の人は、今度養護の先生が来てくれた、病気がなつたときはちょっとは間に合はしてくれ、よとみんなが喜べるような制度を文部省はとらなければならぬ。したがってこれは定数法のことに

も関係しますが、教頭職の別ワク定数化をはかると同時に、一校に一人養護教諭があり、一校に一人事務職員がある、ほんとうはここまで進まなければいけぬ。だが、全面的にとつとがいがいかなければ、これは段階的に、原則としては一校に一人の養護教諭があり、その地域の一般の人に、お医者さんにかわる先生として社会的にも働いてもらへば、学校の子供が少なければお仕事は少なくても、対社会的にはほんとうに役に立つ養護の先生が来たということになるので、一校に一人の事務職員、一校に一人の養護教諭、こういうものは必置条件として今後前進させるべきであらうと思ふ。これは大臣から答弁。高度の政治性が必要なのです。

○奥野國務大臣 第三次の定数改善の際には、半数の学校には事務職員、養護教諭を置くというところで進めてまいりました。四十九年度から始まります第四次の定数改善におきましては、七割五分の学校には事務職員と養護教諭を置きたい、こういうことで進めることにさせていただきます。さらにそれから先につきましては、御指摘のような方向で私どもも努力していかねければならぬ、かように考えているところでございす。

○受田委員 文部大臣が非常に積極的な発言をしてきております。非常にうれいことで、いまの無医村、手当てを受けることなくしてこの世を去っていく不幸なお年寄りなど多いときに、わが部落に今度若い養護の先生が来たよと、この希望をわかせるような、一校に一人の養護教諭を置く、そして生徒の数がふればそれが複数になる、事務職員も同様です。こういうところへ敢然と踏み切るというその意欲をこの機会にわかつていただきたい。

われわれは教頭の専任化でその定数をワク外に考えるという提案をいましていたしたのです。が、同時に全国津々浦々、どんな山間僻地でも、どんな離れ島で三十人か四十人しか生徒がいな、例外的には十数人しか生徒のおられぬその島にも、養護の先生と教頭先生と、そして事務職員、

にて終了いたしました。

これは学校だけではない、その部落全体の希望の光として、天に星あり、地に花あり、人に愛あり、うるわしい存在としてこれを実行してもらいたい。文部大臣がそこまで踏み切っていただき、そして与党の議員さんたちもこうして文教に御熱心な方々がそろっておられる、いまや自民党は国会対策と文教部会は完全に一致したと私は了解して、しかるがゆえに私はこの委員会に出て、そして有力な野党の代表質問をいましていただいたのでございますが、この問題はひとつ真剣に取り組んでもらって、この法案の審査にあたってこの要望が次の機会に可及的すみやかに実現できるような配慮を、この機会に与党の諸君とわれわれの党が一緒に組み立てて、この問題に何かの疑義を感じながら、管理監督の地位の強化とか、あるいは要らぬ存在が一人、目の上のこぶができたとかいうものではなくて、ほんとうは教頭という地位にある人が専任化せられ、そしてそれはいばるポストでなくして、校内の融和、統一をはかる、しかも、対社会的には、多くの地域社会に社会教育で貢献していただく、そういう役で、またもう一ぺん繰り返しますが、一般の教職員の側から見たら、いままです仕事の関係で授業時間が欠ける教頭が担当したそのクラスは不幸であったが、今度は専任の教諭ができて、われわれ一般教員の重荷も軽くなった、さあ行こう、レッツゴーという気概で、全国的な規模で学校教育の前進ができるようにはかる意味では、この法案がその意味で通り、また、そういうことで民社党から、党としても、さつきから私が幾つかのポイントの修正点を指摘したわけでございますが、自民党の与党の諸君の御理解と御協力をいただき、民社党を代表していま提案しました幾つかの修正点を政府・与党も十分理解をしてもらって、この問題が国民の前にほんとうに円満に理解されるように私は希望をいたしまして、約三時間の質問を終わります。

(拍手)
○稲葉委員長 他に質疑はありませんか。——なしと認めます。よって、本案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

○稲葉委員長 ただいま委員長の手元に受田新吉君外一名から、自由民主党及び民社党の共同提案により、本案に対する修正案が提出されております。提出者より趣旨の説明を求めます。受田新吉君。

○受田委員 私は、自由民主党及び民社党を代表して、ただいま議題となっております学校教育法の一部を改正する法律案に対する修正案について御説明を申し上げます。

まず、案文について申し上げます。
学校教育法の一部を改正する法律案に対する修正案

学校教育法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二十八条第一項の改正規定中「教頭若しくは事務職員を置かず、又は教諭に代えて助教諭若しくは講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置く」を「教頭又は事務職員を置かない」に改める。

第二十八条第三項の次に二項を加える改正規定中「及び児童の教育」を「及び必要に応じ児童の教育」に改める。

第二十八条に二項を加える改正規定中「二項」を「三項」に改め、同改正規定に次の一項を加える。

特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。

第五十条第一項の改正規定を次のように改める。

第五十条第一項中「校長」の下に「教頭」を加える。

第五十条第二項の次に一項を加える改正規定中「二項」を「三項」に改め、同改正規定に次の一項を加える。

特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。

第八十一条第一項にただし書を加える改正規定中「教頭を置かず、又は教諭に代えて助教諭若しくは講師を置くことができる」を「教頭を置かないことができる」に改める。

第八十一条第三項の次に一項を加える改正規定中「二項」を「三項」に、及び幼児の保育を「及び必要に応じ幼児の保育」に改め、同改正規定に次の一項を加える。

特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。

附則第十二条中「昭和四十八年法律第 号」を「昭和四十九年法律第二号」に改める。

以上であります。

修正案の趣旨につきましては、案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきますと存じます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

(拍手)
○稲葉委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終りました。

○稲葉委員長 これより原案及び修正案について討論に入りますのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、受田新吉君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○稲葉委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、修正部分を除いた原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○稲葉委員長 起立総員。よって、修正部分を除いた原案は可決いたしました。

これにて本案は、修正議決いたしました。

○稲葉委員長 次に、ただいま修正議決いたしました本案に対し、受田新吉君外一名より、自由民主党及び民社党の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。受田新吉君。

○受田委員 私は、自由民主党及び民社党を代表して、ただいまの法律案に対し、附帯決議を付すべしとの動議を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。

学校教育法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

一 本案第二十八条第二項の規定の運用については、過密及び過疎地域等の教育水準が低下することのないよう限定された場合に適用すること。

二 養護教諭及び事務職員は、できる限り早い機会に各学校に配置するよう政府は格別の努力をすること。

右決議する。

その趣旨につきましては、本案の審査に際し十分御承知のことと存じますので、案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

どうぞ御賛同くださいますようお願いいたします。

(拍手)
○稲葉委員長 これより採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○稲葉委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

ただいまの附帯決議について、奥野文部大臣から発言を求められておりますので、これを許します。奥野文部大臣。

○奥野国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、誠意をもって検討し、努力いたす所存であります。

○稲葉委員長 ただいま修正議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○稲葉委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○稲葉委員長 次回は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十三分散会

文教委員会議録第五号中正誤

ページ 段 行

誤

正

六一三 吐き出という

吐き出すという

三四〇 こうしあ

こうした

三四末 発摘

発揮

三一末 準態

状態

三三末 支年

去年

三六二 仰せのおり

仰せのとおり

三六六 一年に一年生に

一年生に

三三六 六万九千四百円

六万九千四百円

昭和四十九年三月十四日印刷

昭和四十九年三月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E